

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、2025年3月期～2029年3月期中期経営計画の重点施策として「ESG経営の推進」を掲げております。当社が将来に亘り、質の高いESG経営を継続するためには、お客様・株主・地域社会・取引先・従業員をはじめとする多様なステークホルダーとのコミュニケーションを通じ、お互いに信頼を築いていくことが重要となります。

なお、マルチステークホルダーとの適切な協働により生み出された収益・成果については、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引き上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて、経済情勢や会社業績を踏まえ、従業員が安心して会社生活を送り、最大限のパフォーマンスが発揮できる賃金制度を目指し、労使で真摯に話し合って取り組んでまいります。教育訓練等については、各種研修や自己啓発支援制度等の教育プログラムをさらに充実させることにより、従業員の能力開発およびエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/87337-15-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月14日

株式会社東京ドーム 代表取締役社長 C O O 長岡 勤